

## 支援措置対象者に関する書類の誤送付について

花見川区役所において、住民基本台帳事務における支援措置対象者の住所が記載された書類を、当該支援措置の相手方（以下、相手方という）へ送付してしまう事故が発生しましたので、お知らせします。

このたびは、ご迷惑をおかけしました市民および関係者の皆さまに心よりお詫び申し上げますとともに、行政に対する信頼を損ねましたことを重く受け止め、個人情報への適切な取り扱いおよび管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、支援措置対象者および関係者の安全確保に配慮し、事案の特定につながる具体的な情報については、公表を差し控えさせていただきます。

### 1 概要

支援措置対象者の関係者から、現在の世帯および過去に所属していた世帯に関する書類（計2通）の郵送要請を受け、当該書類を支援措置対象者の住所宛てに郵送すべきところ、誤って相手方の住所宛てに郵送してしまったもの。

※「支援措置」とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、申出の相手方となる者からの所在確認を目的とした住民票や戸籍の写しなどの取得を制限する制度

### 2 判明経緯

今年度、支援措置対象者の関係者から、市に連絡があったもの。

### 3 漏えいした個人情報

現住所、行政サービスの開始日

### 4 誤送付の原因

要請のあった書類を郵送するための宛名ラベルを出力する際に、誤って過去に所属していた世帯の住所（相手方の現住所）で出力されたものを封筒の宛名に使用し、郵送してしまったもの。

### 5 発覚後の対応

- （1）支援措置対象者および関係者への謝罪
- （2）警察へ安全対策の依頼など支援措置対象者の安全確保

### 6 再発防止の取り組み

- （1）所属職員に対し、関係書類の発行手順の再確認を行うとともに、特に注意を要する事案の慎重な取り扱いについて周知
- （2）管理監督職員を含む複数の職員による、封かん時に正しい郵送先や郵送内容の確認の徹底